

一般事業主行動計画

一般事業主行動計画の内容

・全ての職員の働きやすい環境を目指します

全ての職員の仕事と家庭の両立を支援し、その能力を十分に発揮できるような職場環境にするため、行動計画を策定しました。

・計画期間

令和6年8月1日～令和8年7月31日

・計画内容

目標 1	男性の子育て目的・休暇の取得推進
取り組み	1. 相談窓口【総務課】を設置し、職員へ周知します。
目標 2	育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
取り組み	1. 育児休業者が出て業務に支障をきたさないよう、各事業所にて業務の効率化を図ります。 2. 代替要員を補充する時は、休業開始前に人事異動や派遣会社等を利用して代替要員を配置し、業務に支障をきたさないよう引き継ぎ期間の確保に努めます。